

公益社団法人群馬県看護協会 寄付金取扱要領第 12 条に基づく情報の公表

公益社団法人群馬県看護協会 寄付金取扱要領第 12 条の規定の基づき、本会が令和 3 年 1 月 1 日以降に受領した寄付金について、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

公益社団法人群馬県看護協会 会長 荻原京子

個人・法人等の別 (法人・団体の名称)	寄付金等 受領日	寄付金等 の金額	寄付者が定めた用途	金銭以外の物品で ある場合の内容
団 体 (国際ロータリー第 2840地区)	令和3年2月 18日	円 1,000,000	新型コロナウイルス感染 症対策	—
団 体 (ジブラルタ生命保 険株式会社群馬支 社社員一同)	令和3年3月 17日	円 45,000	新型コロナウイルス感染 拡大防止	—
法 人 (株式会社アドバン テスト)	令和3年3月 25日	円 36,000,000	新型コロナウイルス感染 拡大防止活動	—
法 人 (東洋羽毛工業株式 会社)	令和3年3月 26日	円 600,000	新型コロナウイルス感染 予防対策	—